

## 甲府市農業委員会 3 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 8 年 3 月 2 6 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員 (17 名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	4 番 宮川 俊一	5 番 輿水 辰次
6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭	10 番 關野 登
11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子
15 番 長田 正実	16 番 菊島 建		

4. 欠員 (2 名)

3 番、9 番

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長	白倉 修
農地係 係 長	中村 勝
係 長	窪田 光洋
主 任	内藤 ひとみ

6. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理機構への要請することについて
議案第 4 号	令和 8 年度甲府市農業委員会活動基本目標について
議案第 5 号	令和 8 年度甲府市農業委員会年間事業計画について

報告案件

報告第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可について (競・公売)
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出について (市街化区域届出)
報告第 4 号	耕作土搬入届出について
報告第 5 号	農用地利用集積計画の解約について
報告第 6 号	令和 8 年度農業委員会定例総会・農地調査日程について

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数 19 名中、欠員 2 名、17 名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 3 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、3 月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に今回は、1 番の森澤良直委員と 2 番の落合洋子委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条による許可申請」について、審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第 3 条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が 3 件、贈与が 1 件の合計 4 件ございます。4 件とも 3 条の資格要件を満たしております。

それでは議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は譲受人が○○する○○、○面は○○となっております。

譲受人は○○、○、○○とともに○○、○○○○、○○○及び○○を栽培しておりますが、○○○○のため、○○である譲渡人から申請地を○○により取得することとなりました。

譲受人は○○年、○は○○年、○○は○○年の農業経験があり、農機具等についても一式所有していることから問題なく営農できると考えています。

なお、取得する農地では、○○○○と○○○○を栽培する計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 2 ページの 3 条No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面は○○を挟んで○○、○面は○○を挟んで○○○○の○面、○面は○○を挟んで○○となっております。

譲受人は、〇〇、〇〇、〇〇〇、〇〇を栽培し、営農していますが、〇〇する〇〇が〇〇〇〇〇〇に関わる〇〇〇〇〇〇に〇〇されることから、〇〇〇として申請地を取得するものであります。取得する農地では、〇〇を栽培する計画であります。また、譲受人は、農業機械を一式所有していることから問題なく営農できると考えています。

続きまして、議案書 3 番、地図は 3 ページの 3 条No.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇〇〇となっております。

譲受人は、〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇、〇〇、〇を栽培しておりますが、〇〇する〇〇の〇〇を〇〇の〇〇として〇〇することから、近くにある申請地を売買により取得することになりました。

譲受人は、農業経験が〇〇年、〇が〇〇年、〇〇が〇〇年、〇〇の〇が〇〇年あり、申請地では〇〇〇〇〇〇を栽培する計画であり、農業機械についても一式所有していることから問題なく営農できると考えています

続きまして、議案書 4 番、地図は 4 ページの 3 条No.4 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇〇、〇面は〇〇〇〇、〇面は〇〇〇となっております。

譲受人が〇〇〇〇〇〇するため、条件に合う農地を探していたところ、譲渡人が農地の〇〇を検討していたことから、売買により農地を取得するものであります。

譲受人とその〇は、農業経験が〇年であり、〇〇〇〇〇〇となりますが、〇〇に指導を受けながら〇〇〇〇〇〇として〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇を栽培する計画であります。

農業機械についても〇〇が所有する〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇等を使用することから問題なく営農できると考えています。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第 1 号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をして参ります。



〇〇〇と〇〇〇の敷地は碎石で敷き均し、雨水については地下浸透とする計画であります。

続きまして、議案書4番、地図は、8ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇であり、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇〇を〇〇する〇〇であり、申請地〇〇にある〇〇〇へ〇〇する〇〇が〇〇したことで、今まで〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇では〇〇〇〇なることから、申請地を〇〇により取得し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇として転用するものがあります。

雨水については、敷地を砂利敷きとし、地下浸透処理する計画であります。

続きまして、議案書5番、地図は、9ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇〇〇、〇面は〇〇であり、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇する〇で〇〇〇〇に住んでおりますが、〇〇の〇〇により〇〇となったことから、申請地を〇〇によって取得し、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇として転用したいとのことです。

雨水については敷地内の浸透柵により浸透処理し、生活排水については〇面の〇〇〇〇に敷設されている下水道管へ排水する計画であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第2号につきましても、事前にご意見等は、いただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、この議案第2号については、決定いたします。なお、議案第2号のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第1号から第4号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。議案書4ページは、1月の定例総会で競・公売適格証明の承認をいただいた方の農地法第5条の許可について、5ページから10ページまでは、2月9日から3月8日までに受理しました、相続等の3条の届出、市街化区域における農地法5条の届出、耕作土搬入届について、掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。報告第1号から第4号につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第3号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第5号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第3号のうち、議案書28ページの15番、及び29ページの19番、並びに30ページの23番の案件につきましては、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の際には、一時退室をお願いいたします。それでは、議案第3号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは議案第3号の説明をさせていただきます。議案書12ページをご覧ください。

まず、農用地利用集積等促進計画における新規設定の集計表となりますが、農地中間管理機構において、4月27日公告、5月1日貸借開始となる案件でございます。

今月は、〇〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇地区から、合計〇〇筆の申請がありまして、合計面積は、〇〇〇〇〇㎡でございます。

中段の表、令和7年度の目標面積、118,100㎡に対し、設定面積は先月の総会までに承認をいただきました85,252㎡で、達成率は72パーセントでございます。

次に、13ページをご覧ください。

こちらの集計表は、借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となりますが、今月は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇地区より、合計〇〇筆の申請があり、合計面積は、〇〇〇〇〇㎡でございます。

中段の表、令和7年度の目標面積、271,300㎡に対し、設定面積は、先月の総会までに、承認をいただきました98,578㎡で、達成率は36パーセントでございます。

続きまして、14ページから23ページまでが、土地所有者から山梨県農業振興公社への貸付内容でありまして、24ページから33ページが、借受人となります。

貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

それでは、新規就農者の案件をご説明申し上げます。議案書24ページ、申請番



します。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の同意をいただきましたので、15 番の案件につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。それでは、〇〇委員は入室してください。

《 〇〇委員入室 》

続きまして、19 番の案件を審議しますので、〇〇委員は一時退室をお願いします。

《 〇〇委員退室 》

それでは、議案第 3 号のうち、19 番の案件について同意される方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の同意をいただきましたので、19 番の案件につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。それでは、〇〇委員は入室してください。

《 〇〇委員入室 》

引き続き、23 番の案件を審議しますので、〇〇〇委員は一時退室をお願いします。

《 〇〇〇委員退室 》

それでは、議案第 3 号のうち、23 番の案件について同意される方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の同意をいただきましたので、23 番の案件につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。それでは、〇〇〇委員は入室してください。

なお、報告第 5 号につきましては、報告事項ですのでご了承をお願いします。

《 〇〇〇委員入室 》

次に、議案第4号「令和8年度甲府市農業委員会活動基本目標」及び、議案第5号「令和8年度甲府市農業委員会年間事業計画」並びに、報告第6号「令和8年度定例総会日程、農地調査日程」につきまして一括審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

それではご説明申し上げます。別冊の1ページをご覧ください。

議案第4号「令和8年度甲府市農業委員会活動基本目標」について、であります。この活動目標につきましては、事務局において作成しました案を執行部会議、運営委員会においてご意見等を伺う中、加除・修正を加えた原案を本日の総会に提出しております。

内容を要約して説明させていただきます。

まず、前文からでございますが、農業を取り巻く環境は後継者不足や担い手の高齢化、また、資材、燃料などの価格高騰など一層厳しい状況であります。

この厳しい状況を解決するため、国は将来の農地の利用計画を明確にする「地域計画」を義務付け、甲府市農業委員会では「目標地図」を策定し、将来の農地利用の姿を明確化してきたところであります。この「地域計画」に基づき、農地中間管理機構（農地バンク）が農地の貸借を行うことで、農地の集積・集約化を進め、これにより、規模拡大や農業経営を支援するとともに、耕作放棄地の発生を防ぐことを目指しております。この「地域計画」は、策定することがゴールではなく、随時、ブラッシュアップを行い実現に向けた取り組みをしていくことが肝要であります。

今後は、農地バンクを活用する中で、両委員が一枚岩となって主たる任務の農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入を促進し、活動していく必要があります。

また、担い手の確保・育成にあたっては、継続して営農できる環境を維持することを地域ぐるみで取り組み、新規就農者を誘致するとともに、担い手が自立していくための育成と定着支援を図り、「人と農地」の確保と地域農業の振興に尽力していきます。

これらのことを踏まえ、令和8年度におきましては、5つの大きな目標を掲げ取組んでいくことといたします。

昨年度とほぼ同様でございますが、1つ目の「農地法等の所掌事務の適正な執行」といたしまして、農地法等に基づく許可及び法定調査を公正、かつ適正に行っていく内容でございます。

2つ目の「農地等の利用の最適化の推進について」であります。1)の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、農地等の利用の最適化の推進を図って参ります。また、裏面2ページの(4)になりますが、昨年からでございますが、情報発信の観点から「e-MAFF 農地ナビ」を活用して、遊休農地以外の農地所有者の意向情報についても提供できるよう検討して参ります。

次の3つ目の「多様な担い手や新規就農者の育成支援の強化と定着支援」につきましては、継続した推進体制を確立する中、継続したサポート等を行ってまいります。

次の4つ目の「意見書等の提出並びに情報伝達活動等の実践」につきましては、行

政機関（山梨県・甲府市）への意見書を提出するほか、農業・農政情報を、農業委員会だよりやホームページを活用し、広く周知して参ります。

最後の5つ目の「その他農業委員会業務の推進並びに充実」につきましては、（1）一人年間1か所の遊休農地の解消を強力に進めるなど6つの目標を掲げ、取り組んでまいります。

引き続き、3ページの議案第5号「令和8年度甲府市農業委員会年間事業計画」をご覧ください。

令和8年度につきましては、委員さんの改選の年でございます。その関係で例年と違うところでありますが、6月のポチの2つ目にありますが、定例総会終了後に、現在の農業委員さんと最適化推進委員さんの合同の懇親会（解散会）を計画しました。

7月につきましては、委員さんの改選の月になります。7月29日の定例総会は、現在の農業委員さんと最適化推進委員さんが集まる最後の総会になりますので、ポチの2つ目と3つ目にありますように、総会の後に農業委員解任式と最適化推進委員解任式を行い、またその後に、両委員の互助会の総会を開催する計画であります。そして、その2日後、ポチの5つ目と6つ目にありますが、7月31日が、次期の農業委員さんと最適化推進委員さんの任期がスタートしますので、7月31日に甲府市役所において農業委員さんの任命式と最適化推進委員さんの委嘱式を行います。その後に第1回の総会を開催し、役員などを決めていただきます。

8月につきましては、ポチの1つ目にありますが、上旬に就任早々であります、農業委員さんと最適化推進委員さんの合同の新任研修会を行います。研修の内容につきましては、農業委員会の概要について、また8月中旬には、農地調査や8月下旬には定例総会も控えておりますので、農地法のことや、中間管理事業のことなどについても研修していただく計画であります。

その他につきましては、今年度とほぼ内容は同じとなっております、9月には農地利用状況調査、10月には甲府市へ意見書の提出や、農林業まつりへの参加、4ページになりますが、11月には、ポチの2つ目になりますが、両委員さん合同の視察研修、1月には、ポチの4つ目になりますが、両委員さん合同の新年会を計画しております。

最後の「その他」であります、こちらは都度、委員さんにお問い合わせの活動や研修等となります。ご一読をお願いいたします。

引き続き、5ページの報告第6号「令和8年度農業委員会定例総会日程」をご覧ください。

こちらは、来年度の定例総会日程表（案）でございます。

定例総会の開催日でございますが、原則として、月末の1日前を設定しております。

4月につきましては、大型連休があることから、連休の前の4月24日（金）に設定いたしました。また、3月につきましては、職員の異動時期と重なることから、3月25日（木）を設定させていただきました。

その他は、ご覧の日時を設定させていただきました。

なお、議案は会則に基づき、定例総会の開催3日前までに委員さんのお手元に届くよう発送して参ります。

下の欄外の片カッコ注と書いてあるところになりますが、最適化推進委員さんの出

席につきましては、備考の丸印がご出席いただく予定であります。招集する場合には改めて通知をさせていただきます。

6月、1月は、定例総会后、懇親会、新年会をそれぞれ予定しております。また7月29日は、定例総会后、解任式と解嘱式、互助会総会、また定例総会とは違いますが、7月31日は、次期の委員さんの任命式と委嘱式、また第1回の総会、8月4日につきましては、就任早々に、両委員の新任研修会を予定しております。

丸の最後にあるように天候やその他、突発的な行事により開催場所や開催時刻が変更となる場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、その際は事前に通知または電話にてご連絡させていただきます。

続きまして、6ページの報告第6号の「令和8年度農地調査日程」をご覧ください。

こちらは、来年度の農地調査の日程表となります。

農地調査は原則、申請の締め切りから2日空けて、初日の開催を予定させていただいております。なお、8月につきましては、お盆と重ならないように、1日目は8月12(水)、2日目はお盆後の8月17日(月)、3日目を翌18日(火)と計画させていただきました。

以上、議案第4号及び、5号、並びに報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### ○ (柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。

こちら事前のご質問はありませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見も無いようですので採決をいたします。

議案第4号「令和8年度活動基本目標」並びに、議案第5号「令和8年度年間事業計画」の2案について、賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、2案につきましては、決定してまいります。なお、報告第6号「定例総会日程、農地調査日程」については、変更になる場合は、事務局より連絡がありますが、ない場合は、この日程の通り実施することといたします。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、皆様より何かありましたらお願いします。

《 意見・質問なし 》

無いようですので、以上をもちまして3月定例総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時00分 閉会